

大和市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市地域医療センターで実施する休日夜間急患診療所運営事業の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 公益社団法人大和市医師会
会長 横田 隆夫
- 2 受託者の所在地 大和市鶴間一丁目28番5号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで